

別冊 3

廃止法人に係る廃止の経緯

平成 30 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター

目 次

(独立行政法人)

- 緑資源機構：平成 20 年度廃止⇒(独) 森林総合研究所等が事務の一部を承継・・・ 1
- 日本万国博覧会記念機構：平成 26 年度廃止⇒大阪府等が事務の一部を承継・・・ 4

(特殊法人)

- 日本自動車ターミナル株式会社：昭和 60 年度廃止⇒民営化・・・ 6
- 東北開発株式会社：昭和 61 年度廃止⇒民営化・・・ 9
- 日本航空株式会社：昭和 62 年度廃止⇒民営化・・・ 11
- 東日本、西日本、東海旅客鉄道株式会社：平成 13 年度廃止⇒民営化・・・ 13
- 電源開発株式会社：平成 15 年度廃止⇒民営化・・・ 16
- 日本船舶振興会：平成 19 年度財団法人を維持(特殊法人としては廃止)⇒財団法人化・・・ 18
- 日本自転車振興会：平成 19 年度廃止⇒財団法人化・・・ 21
- 地方競馬全国協会：平成 19 年度廃止⇒地方共同法人化・・・ 24
- 公営企業等金融公庫：平成 20 年度廃止⇒地方共同法人化・・・ 26
- 九州旅客鉄道株式会社：平成 28 年度廃止⇒民営化・・・ 29

(認可法人)

- 貿易研修センター：昭和 60 年度廃止⇒財団法人化・・・ 31
- 製品安全協会：平成 12 年度廃止⇒財団法人化・・・ 34
- 全国農業会議所：平成 14 年度廃止⇒民間法人化、同 28 年度⇒社団法人化・・・ 37
- 海上災害防止センター：平成 15 年度廃止⇒独立行政法人化、同 24 年度⇒財団法人化・・・ 43
- 地方公務員災害補償基金：平成 15 年度⇒地方共同法人化・・・ 51
- 総合研究開発機構：平成 19 年度廃止⇒財団法人化・・・ 53

【独立行政法人】

● (独) 緑資源機構

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人緑資源機構		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人整理合理化計画 (平成 19 年 12 月 24 日閣議決定) 【緑資源幹線林道事業】 ○独立行政法人の事業としては廃止する。		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法案名 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会提出年月日 : H20 年 2 月 1 日 ・ 法案成立年月日 : H20 年 3 月 31 日 ・ 法律公布年月日 : H20 年 3 月 31 日 ・ 法律施行年月日 : H20 年 4 月 1 日 	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> (✓) 新規立法 () 既存法律の一部改正 () その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明 (平成 20 年 3 月 19 日衆議院・農林水産委員会)</p> <p>独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。</p> <p>政府においては、制度導入以来六年が経過した独立行政法人について、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく観点から、平成十九年十二月に独立行政法人整理合理化計画を閣議決定したところであります。</p> <p>この法律案は、同計画において、緑資源機構を平成十九年度限りで廃止すること等が定められたことを受け、独立行政法人緑資源機構法を廃止して緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人緑資源機構法を廃止することとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正であります。</p> <p>独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、緑資源機構が行っていた業務のうち、水源林の造成の事業、既に着手されている中山間地域における農林地の一体的な整備の事業等を森林総合研究所が暫定的な業務として実施することとし、このために必要となる業務規定の整備等の措置を講ずることとしております。</p> <p>このほか、緑資源機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。</p>		

	<p>何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附則 (機構の解散等)</p> <p>第二条 独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時に において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切 の権利及び義務は、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書にお いて定めるところに従い、その時に独立行政法人森林総合研究所（以下「研 究所」という。）及び独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センタ ー」という。）が承継する。</p> <p>2 この法律の施行の際現に機構が有する権利のうち、研究所及びセンターがその業 務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必 要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごと に、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 研究所 機構が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの</p> <p>二 センター この法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（以下「旧機構 法」という。）第十一条第二項第二号及び第三号に掲げる業務（第六項第二号にお いて「海外農業開発業務」という。）に係る権利及び義務</p> <p>5 第一項の承継計画書は、機構が、政令で定める基準に従って作成して農林水産大 臣の認可を受けたものでなければならない。</p> <p>6 機構の平成二十年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三十 二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間（通則法第二十九条 第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。）における業 務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、次の各号に掲げ る業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人が受けるものとする。この場 合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する 場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、それぞれ当該法人に対してなされる ものとする。</p> <p>一 機構の業務のうち次号に掲げるもの以外のもの 研究所</p> <p>二 海外農業開発業務 センター</p> <p>7 機構の平成二十年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三 条の規定による事業報告書の提出及び公表は、前項各号に掲げる業務の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める法人が行うものとする。</p>

- 8 機構の平成二十年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究所が行うものとする。
- 9 機構の平成二十年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、研究所が行うものとする。
- 10 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究所が行うものとする。この場合において、旧機構法第三十条及び第三十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定（旧機構法第三十条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、旧機構法第三十条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における第十一条第一項及び第二項」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十一条並びに附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項」とする。
- 11 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

● (独) 日本万国博覧会記念機構

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定） 【日本万国博覧会記念機構】 <input type="checkbox"/> 大阪府との財産関係の整理に関する協議が整うことを前提に、法人を廃止する。		
関係法案等	・関係法案名 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案		
	・国会提出年月日 ：H25 年 4 月 5 日 ・法案成立年月日 ：H25 年 5 月 17 日 ・法律公布年月日 ：H25 年 5 月 24 日 ・法律施行年月日 ：H26 年 4 月 1 日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明（平成 25 年 4 月 24 日衆議院・財務金融委員会） ただいま議題となりました独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。 政府は、行政改革の一環として、独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散し、その業務を大阪府等に承継するため、本法律案を提出した次第であります。 本法案の内容は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して同機構を解散するとともに、これに伴う資産、債務の承継等を行うものであります。 以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。 何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則 （独立行政法人日本万国博覧会記念機構の解散等） 第二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散する。 2 この法律による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（以下「旧機構法」という。）第十一条第二項に規定する第一号勘定（以下単に「第一号勘定」という。）に属する資産のうち、附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、資産及び債務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、前項の規定による機構の解散の時に於いて国が承継する。 3 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、機構に対する政府の出資額の政府及び出資地方公共団体（第一項の規定による機構の解散の時に於いて機構に出資している地方公共団体をいう。以下同じ。）の出資額の合計額に対する割合		

を基本として立案を行うとともに、出資地方公共団体と日本万国博覧会の跡地の利用の在り方について協議を行い、その結果を勘案するものとする。

4 第二項の規定により国が承継する資産を除き、機構の資産及び債務は、同項の承継計画書において定めるところに従い、第一項の規定による機構の解散の時にあって、出資地方公共団体及び旧機構法第十五条第一項に規定する日本万国博覧会記念基金（次項において「基金」という。）を管理するにふさわしい者として政令で定める者（以下「基金承継人」という。）が承継する。

5 財務大臣は、前項の政令の立案をしようとするときは、基金が造成された経緯を勘案するものとする。

6 第四項の規定により基金承継人が承継する資産及び債務の範囲は、旧機構法第十一条第一項第二号に掲げる業務に係る資産及び債務に限るものとする。

7 第二項の承継計画書は、機構が、政令で定める基準に従って作成して財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

(以下略)

【特殊法人】

●(特)日本自動車ターミナル株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	日本自動車ターミナル株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「行政改革に関する当面の実施方針について」（昭和 59 年 1 月 25 日閣議決定）</p> <p>「関西国際空港株式会社（仮称）を特殊法人として設立（昭和 59 年 10 月 1 日予定）することに伴い、かつ、答申に即し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 特殊法人たる日本自動車ターミナル株式会社を昭和 60 年 6 月末までに廃止し、民営移行する。</p> <p>(2) 大阪国際空港周辺整備機構と他との統合等を図り、昭和 60 年 9 月末までに 1 法人を減ずる。」</p>		
関係法案等	・関係法案名 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律		法改正のパターン分類 <input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
	・国会提出年月日 ：S60 年 2 月 19 日 ・法案成立年月日 ：S60 年 4 月 12 日 ・法律公布年月日 ：S60 年 4 月 23 日 ・法律施行年月日 ：S60 年 4 月 23 日		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明（昭和 60 年 2 月 26 日衆議院・運輸委員会）</p> <p>ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本自動車ターミナル株式会社は、民間資金のみによる建設が困難な大都市におけるトラックターミナルの建設を担う特殊法人として、昭和四十年七月に政府の出資を受けて設立されて以来、東京都の市街地の周辺部におけるトラックターミナルの整備及び運営により、トラック輸送の合理化及び道路交通の円滑化に大きく貢献してまいりました。</p> <p>しかしながら、既に同社によるトラックターミナルの整備は相当の進捗を見、また、同社の経理状態も安定的に推移する状況となつてまいりましたことから、特殊法人としての同社の設立目的はおおむね達成されたと見られるに至りました。このような経緯にかんがみ、政府といたしましては、近年の行政改革の中で、特殊法人の整理合理化の一環として、昨年、同社を民営移行するとの閣議決定を行った次第であります。</p> <p>一方、我が国の物流についても、近年、その小口化、高頻度化、さらには宅配に代表される消費者物流の進展など、大きく変化している状況にあり、同社は、公共性の</p>		

極めて高いトラックターミナル事業の安定的継続を図りつつ、このような変化に対応して、民間の活力を生かした経済性のより高い、かつ、地域物流施設としての性格を強めた施設経営へと重点を移していくべき時期に来ているものと考えられ、このような観点からも、同社を民営移行することは妥当なものと思われま

す。以上のような状況を踏まえ、政府といたしましては、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、同社を民営化し、同時に、同社の健全な経営の確保を図るために必要な措置として、政府出資金相当額を同社に対する無利子貸付金に切りかえることとして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止することといたしております。

第二に、政府は、日本自動車ターミナル株式会社が商法に基づく所要の

手続により資本の減少を行う場合であって、株式を一定の条件で買い入れ消却することとしたときは、これに

応ずるものとし、その売買価格相当額は、政府が同社に対し無利子で貸し付けたものとする

ことといたしております。以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成下さいますようお願い申し上げます、

附則

(政府所有株式の処分)

第2条 政府は、廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法により設立された日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）が次に掲げるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。

1. 資本の減少は、株式を任意に買い取つて消却し、発行済株式の総数を減少することにより行うこと。
2. 減少すべき発行済株式の数は、政府の所有する株式の数以上とすること。
3. 株式の買取りは、額面金額により行うこと。
4. 株主が、会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、当該株式の売買価格に相当する金額を会社に対し無利子で貸し付けるものであること。
5. 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、政令で定めるところによること。

2 前項の規定により政府が会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。この場合において、会社は政府に当該株式の代金を支払つたものとみなし、政府は会社に当該株式の株券を引き渡すものとする。

業務、財産、
職員身分等の
継承規定抜粋

	<p>3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項（第1項第5号に定めるものを除く。）は、政令で定める。</p>
--	---

● (特) 東北開発株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	東北開発株式会社		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「昭和 55 年度以降の行政改革計画（その 1）の実施について」（昭和 54 年 12 月 28 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東北開発株式会社については、速やかに民営移行計画を策定し、昭和 61 年度（法定の会社存立期限）までに民営移行する。 		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> 関係法案名 東北開発株式会社法を廃止する法律 		法改正のパターン分類 <input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
	<ul style="list-style-type: none"> 国会提出年月日：S61 年 2 月 22 日 法案成立年月日：S61 年 4 月 11 日 法律公布年月日：S61 年 4 月 18 日 法律施行年月日：S61 年 10 月 6 日 		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明（昭和 61 年 3 月 6 日衆議院・建設委員会）</p> <p>東北開発株式会社は、御承知のとおり東北開発株式会社法に基づく特殊法人であります。この会社は、東北興業株式会社法に基づき存立期間五十年間として昭和十一年に設立された東北興業株式会社が、昭和三十二年に改組されたものであります。この会社は、設立以来今日まで、東北地方の殖産興業を目的として、セメント事業、ハードボード事業等東北地方に豊富に存する天然資源の活用を目的とした直営事業を行うとともに、民間企業の設立を促進し、定着させるための出融資や工業団地造成事業を推進する等、その事業活動を通じて東北地方の産業振興に寄与してまいりました。</p> <p>政府は、会社の経営形態に関しまして、昭和五十四年末に策定した行政改革計画の中で、特殊法人の整理合理化の一環として、東北開発株式会社は法定の会社存立期限である昭和六十一年度までに民営移行する旨決定いたしました。これは、会社設立以来、五十年の間に紆余曲折はあったものの、我が国の経済、社会の発展と、地域開発にかかわる政策手段の多様化により、特殊法人による直接的な事業活動を通じて東北地方の振興を図るといふ会社の設立目的はほぼ達成したとの認識に立つものであります。</p> <p>このため、政府は、これまで会社が実施してきた事業のうち、企業性の高い事業は民間会社に移行し、公共性の高い専門は他の公的機関等に委譲することを原則として、民営移行後の会社はセメント事業を中心に、民間の創意工夫をより柔軟に発揮できるように、自立した企業として経営を継続させ、引き続き東北地方の経済発展に寄与させていくとの基本方針のもとで、民営移行の準備を進めてまいったところであります。</p> <p>このような方針に従いまして、東北開発株式会社の特殊会社としての性格を変更</p>		

	<p>し、商法による株式会社として存続させるためには、会社の法定存立期限であります本年十月八日までに東北開発株式会社法を廃止する必要があります。</p> <p>これがこの法律案を提出する理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、東北開発株式会社について、特殊法人としての根拠法であります東北開発株式会社法を廃止し、必要な定款変更を行って商法に基づく株式会社として経営を継続させていく措置を講ずることとしております。</p> <p>第二に、東北開発株式会社が現在まで発行してきた東北開発債券について、この法律が施行された後も政府保証はなお有効とする旨の経過措置を設けることとしております。</p> <p>第三に、東北開発株式会社法を廃止することに伴う関係法令の一部改正を行うこととしております。</p> <p>なお、この法律案は、東北開発株式会社の法定存立期限であります本年十月八日までの間において政令で定める日に施行することといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。</p> <p>何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(政府所有株式の処分)</p> <p>第二条 政府は、廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法により設立された日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）が次に掲げるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。</p> <p>一 資本の減少は、株式を任意に買い取つて消却し、発行済株式の総数を減少することにより行うこと。</p> <p>二 減少すべき発行済株式の数は、政府の所有する株式の数以上とすること。</p> <p>三 株式の買取りは、額面金額により行うこと。</p> <p>四 株主が、会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、当該株式の売買価格に相当する金額を会社に対し無利子で貸し付けるものであること。</p> <p>五 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、政令で定めるところによること。</p> <p>2 前項の規定により政府が会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。この場合において、会社は政府に当該株式の代金を支払つたものとみなし、政府は会社に当該株式の株券を引き渡すものとする。</p>

● (特) 日本航空株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	日本航空株式会社		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「昭和 62 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和 61 年 12 月 30 日)</p> <p>「日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制を図るとともに、航空企業間の競争条件の均等化を図るため、特殊法人たる日本航空株式会社を昭和 62 年度において廃止し、完全民営化することとし、所要の法律案を今国会に提出する。」</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名 日本航空株式会社法を廃止する等の法律</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：S62 年 3 月 12 日</p> <p>・ 法案成立年月日：S62 年 9 月 4 日</p> <p>・ 法律公布年月日：S62 年 9 月 11 日</p> <p>・ 法律施行年月日：S62 年 11 月 18 日</p>	法改正のパターン分類	<p>(✓) 新規立法</p> <p>() 既存法律の一部改正</p> <p>() その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明 (昭和 62 年 7 月 28 日衆議院・運輸委員会)</p> <p>ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本航空株式会社は、戦後我が国の民間航空が立ちおくれた中で、我が国が速やかに自主的な国際航空運送事業を開始するため、昭和二十八年に政府の出資を得て設立された特殊法人であります。</p> <p>以来、同社は、国際線及び国内幹線における定期航空運送事業を営営してまいりましたが、この間、我が国における航空輸送は国際線、国内線ともに著しい発展を遂げ、日本航空株式会社を含めた我が国航空企業は大きく成長し、その企業基盤も強化されてまいりました。この結果、日本航空株式会社は、今日では世界有数の航空企業となり、特殊法人としての同社の設立目的はおおむね達成されたと見られるに至っております。</p> <p>こうした状況に対応し、昨年六月、運輸政策審議会から、今後の航空企業の運営体制のあり方について、国際線の複数社制及び国内線における競争促進施策の推進を図るとともに速やかに日本航空株式会社の完全民営化を実施すべきであるという答申がなされ、また、同月、臨時行政改革推進審議会からも、行政改革の一環として日本航空株式会社の完全民営化について答申がなされたところであります。</p> <p>政府といたしましては、これらの答申を踏まえ、昨年末、日本航空株式会社について、同社の自主的かつ責任ある経営体制の確立及び航空企業間の競争条件の均等化を図るため、昭和六十二年度において同社を完全民営化するとの閣議決定を行っております。本法律案は、この閣議決定に従って日本航空株式会社法を廃止いたしますとと</p>		

	<p>もに、これに伴い所要の規定を整備するために提出するものであります。</p> <p>次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、日本航空株式会社について、特殊法人としての根拠法であります日本航空株式会社法を廃止することといたしております。</p> <p>第二に、航空法の一部改正であります。現在、航空法におきましては、外国人等が航空会社の議決権の三分の一以上を占めた場合には、その事業免許が失効することとなっております。このため、現在の日本航空株式会社法におきましては、このような免許の失効を防止するために外国人等に対する株式の譲渡制限の規定が置かれているところでございますが、同法の廃止に伴い航空法の一部を改正し、定期航空運送事業者について、その議決権の三分の一以上を外国人等が占めることによる免許失効を防止するための措置を定めるものであります。</p> <p>なお、この法律案は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。</p> <p>以上が、この法律案を提案する理由であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

● (特) 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等の整理合理化について(平成7年2月24日閣議決定)</p> <p>○北海道旅客鉄道株式会社等 JR7 社については、経営基盤の確立を図るとともに、株式の円滑な売却、上場が可能となるよう条件整備を図ることにより、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とする。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名</p> <p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律</p>	法改正のパターン分類	<p>() 新規立法</p> <p>(✓) 既存法律の一部改正</p> <p>() その他</p>
	<p>・ 国会提出年月日 : H13 年 3 月 13 日</p> <p>・ 法案成立年月日 : H13 年 6 月 15 日</p> <p>・ 法律公布年月日 : H13 年 6 月 22 日</p> <p>・ 法律施行年月日 : H13 年 12 月 1 日</p>		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由(平成13年5月23日衆議院・国土交通委員会)</p> <p>ただいま議題となりました旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。</p> <p>JR各社につきましては、累次の閣議決定により「できる限り早期に純民間会社とする」ことが求められております。JR各社のうち、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州三社につきましては、昭和六十二年四月の国鉄分割民営化による発足以降、安定的に経常黒字を計上し、順調な経営を続けております。また、平成五年十月には東日本旅客鉄道株式会社、平成八年十月には西日本旅客鉄道株式会社、平成九年十月には東海旅客鉄道株式会社がそれぞれ株式の上場を果たしており、株価も堅調に推移しているところであります。このような状況から、JR本州三社については、純民間会社とするための条件が整ったと言える状況にあります。</p> <p>他方、JR各社につきましては、一般の民営鉄道とは異なり、国鉄改革の中で誕生したという経緯があります。例えば、国鉄改革において、国鉄の長期債務の大半を日本国有鉄道清算事業団に承継させた上で、国鉄の鉄道のネットワークを極力維持しつつ、JR各社とも健全な経営が行えるよう事業用資産の承継等を行ったほか、運賃、線路使用料等においてJR各社間の協力・連携体制がとられた等の経緯があります。こうした国鉄改革の趣旨にのっとった事業運営については、これまで旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の枠組みの中で確保してきたところではありますが、純民間会社とするJRについても、引き続き確保していく必要があります。</p> <p>このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。</p>		

	<p>次に、この法律案の要旨につきまして御説明を申し上げます。</p> <p>第一に、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社のJR本州三社を特殊会社として規制している旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外し、これらの会社の財務、人事、事業計画等の面において一層自主的かつ責任のある経営体制の確立を図ることといたしております。</p> <p>第二に、国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、JR各社間の連携及び協力の確保、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向等を踏まえ、路線の適切な維持等に関する事項について、適用除外されるJR本州三社が事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要がある場合には指導、助言を行うことができるとし、さらに正当な理由がなく指針に反する事業運営を行う場合には勧告、命令を行うことができるといたしております。</p> <p>なお、JR本州三社の株式のうち未売却分については、この法律の施行後、株式市場の動向等を踏まえつつ、順次売却してまいりたいと考えております。</p> <p>以上が、この法律案を提案する理由であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第六条 附則第二条第一項第一号に掲げる者は、施行日の前に、施行日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。</p> <p>2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。</p> <p>第七条 施行日の前に附則第二条第一項第一号に掲げる者が発行した債券及び利札並びに当該債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に同号に掲げる者が発行する債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>第八条 附則第二条第一項第一号に掲げる者の施行日の属する営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。</p> <p>第九条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(新会社に対する厚生年金保険法等の規定の適用)</p> <p>第十条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法</p>

律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。) 第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなす。

2 新会社の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、新会社の事業所又は事務所を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。

3 平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定の適用については、新会社を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道改革法等施行法の規定の適用)

第十一条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第二十七条第十四項の規定の適用については、新会社を同法第二条第六号に規定する承継法人とみなす。

(新会社に関する運輸施設整備事業団法の規定の適用)

第十二条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第二十条第五項第一号の規定の適用については、新会社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)第二条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。

(新会社に対する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定の適用)

第十三条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第一百三十六号)第二十五条の規定の適用については、新会社を同法第九条に規定する承継法人とみなす。

● (特) 電源開発株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	電源開発株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年6月6日閣議決定) ○5年程度の条件整備期間を置いた後、民営化する。		
関係法案等	・関係法案名 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案		
	・国会提出年月日 ：H15年3月7日 ・法案成立年月日 ：H15年6月11日 ・法律公布年月日 ：H15年6月18日 ・法律施行年月日 ：H17年4月1日 注：電源開発促進法を廃止する規定は公布の日から施行	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由(平成15年5月7日衆議院・経済産業委員会) 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。 電気事業制度、ガス事業制度につきましては、これまで二度の制度改革を行いました。その中で、供給システムの改革を行いつつ、小売の部分自由化等により競争を促すことで、電気事業及びガス事業の一定の効率化の成果が見られております。 さきの制度改革時の三年後の見直し条項及び昨年の通常国会で制定されたエネルギー政策基本法を踏まえ、今日、さらに、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらのもとでの電力、ガスの供給に関する需要家選択肢の拡大を図ることが求められております。 このためには、まず、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力、ガスの供給を行う責任ある供給主体として、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続することが必要であります。 次に、ネットワーク部門を公共的なインフラと位置づけ、新規参入者を含む各種の供給主体が公平かつ透明な形でネットワークを利用し得る一定の規律を導入することが必要であります。また、安定供給を確保する上で、広域的な流通の活発化も重要な課題であります。 さらに、原子力については、原子力発電等が強みを発揮し得る長期安定運転確保のための環境整備を図る必要があります。また、特にバックエンド事業については、適切な制度、措置の検討、整備を行っていく必要があります。この点につきましては、別途、バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等を分		

	<p>析、評価する場を立ち上げることといたします。</p> <p>その結果を踏まえ、官民の役割分担のあり方、既存の制度との整合性等を整理の上、平成十六年末までに、経済的措置等具体的な制度、措置のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>最後に、以上のような措置を講じつつ、安定供給と環境適合を大前提に、電気及びガスについて、需要家にとっての供給者の選択肢の拡大を図り、自由化範囲の拡大を進めることにより、競争を通じたさらなる効率化を促すことが必要であります。</p> <p>以上に加え、電源開発株式会社については、行政改革の趣旨を全うするとともに、我が国電気事業の効率化等に資するため、完全民営化を行うことが求められております。</p> <p>これらの措置を講ずるに当たり、このうち特に法律上の対応が必要となるものについて、所要の手当てを行うことを主な目的として、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、電気事業法の改正であります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第三に、電源開発促進法の廃止であります。</p> <p>電源開発株式会社の完全民営化に伴い、電源開発促進法を廃止いたします。あわせて、電源開発株式会社の財務基盤強化を図ります。</p> <p>具体的には、時限的な措置として、借入金と出資金とから成るファンドを組成し、同ファンドを通じて電源開発株式会社の自己資本の充実を支援いたします。</p> <p>以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(電源開発促進法の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第三十二条 財務大臣は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二條第五項の政令で定める日までの間、新資金法第十条第一項の規定にかかわらず、改正法第三条の規定による廃止前の電源開発促進法により設立された電源開発株式会社（以下この条において「電源会社」という。）が旧資金法第七条第一項第十一号の規定による貸付けの償還期限を繰り上げて償還を行った場合における電源会社の一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、財政融資資金を電源会社に対する貸付けに運用することができる。</p>

●(特)日本船舶振興会

法人類型	特殊法人		
法人名	日本船舶振興会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定) ・ 現行の組織形態 (財団法人) を継続する。なお、「モーターボート競走法」以外の国の規制については、公営競技関係法人を取り巻く状況等を踏まえ、適切に対応する。		
関係法案等	・ 関係法案名 モーターボート競走法の一部を改正する法律案		
	・ 国会提出年月日 : H19 年 2 月 27 日 ・ 法案成立年月日 : H19 年 3 月 29 日 ・ 法律公布年月日 : H19 年 3 月 31 日 ・ 法律施行年月日 : H19 年 4 月 1 日	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明 (平成 19 年 3 月 20 日衆議院・国土交通委員会) ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。 モーターボート競走は、その売り上げを通じ、船舶関係事業の振興を初めとした公益振興を行うとともに、地方財政の改善にも寄与しており、高い社会的意義を有しております。しかしながら、近年では、景気の低迷等を背景に長期的に売り上げの低落が続いており、主催者である施行者等の収益状況は大幅に悪化してきております。 また、政府におきましては、一昨年末に行政改革の重要方針を閣議決定し、公営競技関係法人の見直しの一環として、モーターボート競走における交付金制度のあり方や関係法人の組織及び業務のあり方についての見直しを行うこととしたところであります。 以上のようなモーターボート競走を取り巻く社会状況に的確に対応するため、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の活性化を図るとともに、関係法人の組織及び業務のあり方の見直しを行うこととし、このたびこの法律案を提案することとした次第です。 次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。 第一に、競走の実施に関する事務の一部を施行者以外の地方公共団体や私人にも委託することができることとする等、競走の実施に関する規定の整備を行うこととしております。 第二に、施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金について、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行うとともに、施行者が、交付金の交付を行うことが著しく困		

	<p>難なときは、当該交付金の交付の期限を延長することができることとしております。</p> <p>第三に、日本船舶振興会の組織及び業務のあり方について、指定法人化するとともに、補助金交付業務の一層の透明性の向上を図ることとするほか、モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会を統合し、業務の効率的な実施体制を構築することとしております。</p> <p>その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、この法律案を提案する理由です。</p> <p>この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附則 (第二条の規定による改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後のモーターボート競走法（以下「第二条による改正後の法」という。）第二十二条の二第一項の規定による指定及びこれに関して必要な手続その他の行為（船舶等振興業務規程の認可を含む。）は、第二条の規定の施行前においても、第二条による改正後の法第二十二条の二及び第二十二条の五の規定の例により行うことができる。</p> <p>第四条 第二条による改正後の法第二十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が指定する者（以下この条において「指定法人」という。）が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会は、第二条の規定の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に、指定法人が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。</p> <p>2 指定法人が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会又は指定法人の債権者は、それぞれ日本船舶振興会又は指定法人に対し、日本船舶振興会から指定法人への権利及び義務の承継について異議を述べることができる。</p> <p>3 指定法人が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会及び指定法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>一 日本船舶振興会の一切の権利及び義務を指定法人が承継する旨 二 債権者が公告の日から一月以内に異議を述べることができる旨</p> <p>4 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者の債務者である日本船舶振興会又は指定法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、その権利及び義務の承継により当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

5 第一項の規定により日本船舶振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第五条 日本船舶振興会の第二条の規定の施行の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日が第二条の規定の施行の日後第三条の規定の施行の日以前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条による改正後の法第二十二條の二第一項の規定の適用については、「一般財団法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の財団法人」とする。

● (特) 日本自転車振興会

法人類型	特殊法人		
法人名	日本自転車振興会		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)</p> <p>○組織の効率化、企画力の向上等を図る観点から、両法人(日本小型自動車振興会、日本自転車振興会)が実施している事業については、競輪事業及びオートレース事業の状況を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人が承継することを基本とする。その際、両事業に係る経理を厳格に区分する。</p> <p>○競技施行者である地方自治体関係者を当該公益法人の評議員会等の構成員とすることにより、当該公益法人の運営に地方自治体が参画するものとする。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名</p> <p>自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律</p>	法改正のパターン分類	<p>() 新規立法</p> <p>(✓) 既存法律の一部改正</p> <p>() その他</p>
	<p>・ 国会提出年月日：H19 年 3 月 6 日</p> <p>・ 法案成立年月日：H19 年 6 月 5 日</p> <p>・ 法律公布年月日：H19 年 6 月 13 日</p> <p>・ 法律施行年月日：H19 年 6 月 13 日</p>		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由 (平成 19 年 3 月 27 日参議院・経済産業委員会)</p> <p>自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>刑法の特例として法律に基づき実施をされている競輪及び小型自動車競走は、これらの売上げを通じて機械事業の振興や公益の増進に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るためのものであり、高い社会的意義を有しているところであります。しかしながら、近年その売上額は大きく減少しており、その活性化が課題となっております。</p> <p>このため、両事業の公正かつ円滑な実施を図るための業務等を行っている特殊法人日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会について、その組織の在り方を含め、効率化等を図るための見直しを行うとともに、施行者である地方自治体が安定的に事業を実施できる環境の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、本法律案を提案した理由であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、特殊法人である日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の業務について、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせるとともに、特別認可法人である自転車競技会及び小型自動車競走会の業務についても、指定を受けた営利を目的としない法人に行わせることとあります。</p>		

	<p>第二に、競輪及び小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業を行った施行者に対して、交付金の一部を還付することです。</p> <p>第三に、事業の再建に取り組む赤字施行者に対し交付金の交付の期限を延長する措置について、延長する期間の上限を三年から五年に変更することです。</p> <p>第四に、競輪及び小型自動車競走の開催する際の入場料の徴収義務を撤廃すること、重勝式投票法を新設すること、その他競輪及び小型自動車競走の事業の活性化のために必要な措置を講ずることです。</p> <p>以上が本法律案の提案理由及びその要旨です。</p> <p>何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則 (日本自転車振興会の解散等)</p> <p>第三条 日本自転車振興会は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項の指定を受けた法人（以下この条及び附則第八条において「競輪振興法人」という。）が承継する。</p> <p>2 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>3 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>4 第一項の規定により日本自転車振興会 が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>5 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。</p> <p>6 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> <p>(自転車競技会に関する経過措置)</p> <p>第四条 自転車競技会は、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下単に「財団法人」という。）になることができる。</p> <p>2 前項の規定により自転車競技会がその組織を変更して財団法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日までの期間（次条において「自転車競技会に係る移行期間」という。）内に、組織変更のために必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の認可の効力は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。</p>

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う自転車競技会の登記について必要な事項は、政令で定める。

第五条 自転車競技会に係る移行期間内に前条第二項の認可を受けなかった自転車競技会は、第二条の規定による改正前の自転車競技法第十三条の十一の規定にかかわらず、自転車競技会に係る移行期間の満了の日に解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の同法第十三条の十一第四号に該当することにより解散した自転車競技会の解散及び清算の例による。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までに第二条の規定による改正前の自転車競技法第十三条の十一各号のいずれかに該当することにより自転車競技会が解散した場合における自転車競技会の清算については、なお従前の例による。

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二条の規定による改正後の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けたものとみなされた附則第四条第一項の規定により組織変更をした財団法人に係る第二条の規定による改正後の同法第四十一条第一項に規定する競技実施業務規程については、当該財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 附則第四条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の業務の方法で第二条の規定による改正後の自転車競技法第四十条に規定する競技実施業務を行うことができる。

第八条 第二条の規定による改正前の自転車競技法第五条第一項の規定により日本自転車振興会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の同法第六条第一項の規定により競輪振興法人に登録されたものとみなす。

● (特) 地方競馬全国協会

法人類型	特殊法人		
法人名	地方競馬全国協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定) 別表2: 地方共同法人とする。		
関係法案等	・関係法案名 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案		法改正のパターン分類 <input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
	・国会提出年月日 : H19年3月6日 ・法案成立年月日 : H19年6月1日 ・法律公布年月日 : H19年6月6日 ・法律施行年月日 : H20年1月1日		
提案理由説明抜粋	提案理由(平成19年4月19日参議院・農林水産委員会) 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。 日本中央競馬会及び地方競馬全国協会につきましては、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で改革の方向性が示されたところであります。一方、我が国の競馬は、近年の景気の低迷、趣味や娯楽の多様化等に伴い売上げの減少が続いており、特に地方競馬におきましては、平成三年以降売上げが下げ止まらず、ピーク時の四割を下回る水準まで減少するなど、大変厳しい状況となっております。 競馬をめぐるこのような状況にかんがみ、行政改革の重要方針を踏まえるとともに、競馬事業の活性化を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。 次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。 第一に、地方競馬全国協会に係る改正についてであります。 地方競馬全国協会を地方競馬主催者が主体となって運営する法人とし、重要事項の決定機関として地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を新たに設置するほか、地方競馬全国協会の業務に、競馬開催日程等競馬の開催に関し地方競馬主催者間の調整を行うこと等の新たな業務を追加することとしております。また、地方競馬主催者の事業収支の改善を促進する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正するとともに、地方競馬全国協会への交付金の交付を猶予できる期間の延長等を措置することとしております。 第二に、日本中央競馬会に係る改正についてであります。 (略)		

	<p>第三に、払戻しに関する規制の緩和であります。</p> <p>ファンサービスの一環として、競馬主催者の経営判断により、当分の間、通常の払戻金に一定の金額を上乗せして交付できることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。</p> <p>何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(地方競馬全国協会の定款に関する経過措置)</p> <p>第四条 地方競馬全国協会は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、新競馬法第二十三条の十六第一項に規定する定款を作成し、農林水産大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。</p> <p>(地方競馬全国協会の役員に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に在職する地方競馬全国協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新競馬法第二十三条の二十六第一項から第三項までの規定により理事長、副理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧競馬法第二十三条の十八第三項の規定による会長、副会長、理事 又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>(地方競馬全国協会の評議員の任期に関する経過措置)</p> <p>第六条 施行日の前日において地方競馬全国協会の評議員である者の任期は、旧競馬法第二十三条の二十七第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p>

●公営企業等金融公庫

法人類型	特殊法人		
法人名	公営企業等金融公庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日、経済財政諮問会議決定）		
関係法案等	・関係法案名 地方公営企業等金融機構法		
	・国会提出年月日 ：H19 年 2 月 23 日 ・法案成立年月日 ：H19 年 5 月 23 日 ・法律公布年月日 ：H19 年 5 月 30 日 ・法律施行年月日 ：H19 年 5 月 30 日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 19 年 4 月 19 日衆議院・総務委員会）</p> <p>地方公営企業等金融機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成二十年十月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定める必要があります。</p> <p>※（注）地方公営企業等金融機構は、その後（平成 21 年）「地方公共団体金融機構」に改組、</p> <p>次に、法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、設立につきましては、地方公共団体の長及び議長が発起人となり同機構を設立するものとし、その出資者は地方公共団体に限ることとしております。</p> <p>第二に、組織につきましては、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くとともに、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置することとしております。また、外部の学識経験者による審議機関として経営審議委員会を設置し、予算、資金の貸し付けに関する基本的事項その他業務について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に対し建議を行うことができることとし、理事長にはその意見に対する尊重義務を課すこととしております。さらに、会計について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととしております。</p> <p>第三に、業務の範囲につきましては、地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通等を行うこととし、その範囲は、現行の公営企業金融公庫と同様、公営企業等に限定することとしております。また、対象事業につきましては、同機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完するものであることにかんがみ、業務の重</p>		

	<p>点化を図る観点から、段階的な縮減を図ることとしております。</p> <p>第四に、同機構に対する国の関与につきましては、その設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、または違反するおそれがある場合に限り、総務大臣は報告徴収もしくは立入検査または違法行為等の是正要求を行うことができることとしております。</p> <p>そのほか、公営企業金融公庫は平成二十年十月一日に解散するものとし、その権利及び義務につきましては、政府からの出資を除き、同機構が承継することとしております。また、同機構には、新たな業務に係る勘定のほか、公営企業金融公庫から承継する貸付債権の管理業務に係る勘定を設け、それぞれの勘定ごとに損益を明確に区分し、当該管理業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(公営企業金融公庫の解散等)</p> <p>第九条 公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、平成二十年十月一日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、解散時において機構が承継する。</p> <p>2 公庫の解散の際現に公庫が有する権利のうち、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、解散時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 公庫は、機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基盤を確保するため、この法律の施行の日を含む事業年度以後の事業年度については、損益計算上利益金を生じたときは、公営企業金融公庫法第二十九条第一項の規定にかかわらず、これを積立金として整理しなければならない。</p> <p>5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終わるものとする。</p> <p>6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十</p>

一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

- 7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行うものとする。
- 8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額（次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。）に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十八条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。
- 9 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額に相当する金額から前項の政令で定める金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。
- 10 機構は、平成二十一年度から平成二十九年度までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金に積み立てるため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度として公庫債権金利変動準備金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を附則第十三条第三項に規定する管理勘定から同条第四項に規定する一般勘定に繰り入れるものとする。
- 11 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の二第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額（次項において「承継時基金額」という。）は、機構の公営企業健全化基金に充てるべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に対し納付されたものとする。
- 12 機構は、公営企業健全化基金に属する現金については、附則第十三条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。
- 13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。

● (特) 九州旅客鉄道株式会社

法人類型	特殊法人		
法人名	九州旅客鉄道株式会社		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等の整理合理化について（平成7年2月24日閣議決定）</p> <p>○北海道旅客鉄道株式会社等 JR7 社については、経営基盤の確立を図るとともに、株式の円滑な売却、上場が可能となるよう条件整備を図ることにより、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とする。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名</p> <p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>法改正のパターン分類</p>	<p>() 新規立法</p> <p>(✓) 既存法律の一部改正</p> <p>() その他</p>
	<p>・ 国会提出年月日：H27年 2月 27日</p> <p>・ 法案成立年月日：H27年 6月 3日</p> <p>・ 法律公布年月日：H27年 6月 10日</p> <p>・ 法律施行年月日：H28年 4月 1日</p>		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成27年5月21日参議院・国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>JR各社につきましては、累次の閣議決定により、経営基盤の確立等条件が整い次第、できる限り早期に完全民営化することとされております。九州旅客鉄道株式会社につきましては、経営の効率化や多角化を進め、近年では安定的に経常黒字を計上し、他の鉄道会社と比べても遜色ない経営状況にあります。このような状況から、同社の経営基盤は確立したと言える状況にあり、早期に完全民営化に向けた手続きを進める必要があります。また、完全民営化後も、九州の基幹的輸送機関として、必要な鉄道ネットワークを維持するための措置を講ずる必要があります。</p> <p>このような趣旨から、この度この法律案を提出することとした次第です。</p> <p>次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外することとしております。</p> <p>第二に、国土交通大臣は、路線維持や利用者利便の確保等について、九州旅客鉄道株式会社が完全民営化した後も事業運営上踏まえるべき指針を策定し、必要な場合には勧告、命令等を行うことができることとしております。</p> <p>第三に、九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金については、完全民営化後も同基金が果たしている路線維持等の機能を実質的に確保するため、その全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てることとしております。</p> <p>その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。</p>		

	<p>以上が、この法律案を提案する理由であります。</p> <p>この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第六条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前に、施行日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。</p> <p>2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。</p> <p>第七条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、旧法第十二条第一項に規定する基金の全額を取り崩すものとする。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>第八条 施行日の前に九州旅客鉄道株式会社が発行した社債券及び利札並びに当該社債券又は当該利札を失った者に交付するために施行日以後に九州旅客鉄道株式会社が発行する社債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>第九条 九州旅客鉄道株式会社の施行日の属する事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の国土交通大臣に対する提出については、なお従前の例による。</p> <p>第十条 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(新会社に対する厚生年金保険法等の一部を改正する法律の規定の適用)</p> <p>第十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五十四条第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、新会社を同法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。</p>

【認可法人】

●(認)貿易研修センター

法人類型	認可法人		
法人名	貿易研修センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」（昭和 59 年 12 月 29 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤技術研究促進センター(仮称)を認可法人として設立(昭和 60 年 10 月 1 日予定)することに伴い、認可法人たる貿易研修センターを昭和 60 年度末までに廃止することとし、所要の法律案を今国会に提出する。 		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法案名 貿易研修センター法を廃止する等の法律 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・国会提出年月日：S60 年 2 月 25 日 ・法案成立年月日：S60 年 5 月 17 日 ・法律公布年月日：S60 年 6 月 15 日 ・法律施行年月日：S60 年 6 月 15 日 	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明（昭和 60 年 3 月 26 日衆議院・商工委員会）</p> <p>次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案の提案理由の御説明を申し上げます。</p> <p>ただいま議題となりました貿易研修センター法を廃止する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>貿易研修センターは、昭和四十二年に貿易研修センター法に基づく特別認可法人として設立され、以来、静岡県富士宮市の施設を中心に、我が国と外国との間の経済の交流促進に資するため、貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対し、専門的かつ効率的な研修等を実施することにより、我が国の国際化に大きく貢献してまいりました。</p> <p>このような研修は、世界経済の相互依存関係の高まりの中で、今日ますますその重要性を増しておりますが、一方で、複雑化、多様化する国際経済情勢に円滑かつ機動的に対処していくためには、民間活力の一層の活用を図ることが必要となっておりまして。</p> <p>このような状況にかんがみ、政府といたしましては、昨今の行政改革の要請をも踏まえつつ、これら研修事業の実施について民間活力の一層の活用を図るという観点から、貿易研修センター法を廃止するとともに、貿易研修センターの民法上の財団法人への組織変更を可能にするための措置を講ずることとし、ここに貿易研修センター法を廃止する等の法律案として提案した次第でございます。</p>		

	<p>次に、この法律案の内容の概要について、御説明申し上げます。</p> <p>第一に、貿易研修センター法は、この法律の施行の際に廃止することとし、その際、現に存する貿易研修センターにつきましては、一定期間内は経過的な措置として旧貿易研修センター法は、なおその効力を有することといたしております。</p> <p>なお、昭和六十一年三月三十一日を経過するときにおいて、貿易研修センターが存在する場合は、昨年十二月に閣議決定された「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」を踏まえまして、これを解散させることといたしております。</p> <p>第二に、貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その発意に基づき民法による財団法人に組織変更できることとし、民間の創意を生かしつつ、業務を引き続き行うことができるようにいたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p> <p>何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>貿易研修センター法を廃止する等の法律(抜粋) (貿易研修センター法の廃止)</p> <p>第一条 貿易研修センター法（昭和四十二年法律第百三十四号。以下「旧法」という。）は、廃止する。 (旧法の暫定的効力)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に存する貿易研修センター（清算中のものを含む。）については、旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時（第四条第一項の規定によりその組織を変更する場合にあつては、その組織変更の時）までの間は、なおその効力を有する。 (貿易研修センターの解散)</p> <p>第三条 昭和六十一年三月三十一日を経過する時に現に存する貿易研修センターは、前条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第二十二条の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、同条第一項第三号に掲げる事由による貿易研修センターの解散及び清算の例による。 (財団法人への組織変更等)</p> <p>第四条 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下単に「財団法人」という。）になることができる。</p> <p>2 前項の規定により貿易研修センターがその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による組織変更は、前項の認可があつた時にその効力を生ずる。</p> <p>4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。</p>

	5 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う貿易研修センターの登記について必要な事項は、政令で定める。
--	---

●(認)製品安全協会（平成 12 年 12 月 1 日）⇒財団法人化

法人類型	認可法人		
法人名	製品安全協会		
区分	（ ）新設、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）廃止、（ ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法案名 通商産業省関係の基準・認証制度の整理及び合理化に関する法律 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会提出年月日：H11 年 4 月 19 日 ・ 法案成立年月日：H11 年 8 月 2 日 ・ 法律公布年月日：H11 年 8 月 6 日 ・ 法律施行年月日：H12 年 12 月 1 日 	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> （<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 6 月 8 日衆議院・商工委員会）</p> <p>通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>最近の技術水準及び事業者の安全確保能力の向上により、消費生活用製品等の安全性の向上及び電気工作物その他の事業用の工作物、施設等の保安水準の向上等が見られ、これに伴い事故の発生件数も減少し、近年低い水準で推移してきております。こうした事業者の能力の向上等を踏まえ、従来政府が中心となっていた基準・認証制度について、官民の役割分担を見直し、民間事業者の能力を活用した制度を構築することにより、消費者の安全等の維持向上を図りつつ、規制の合理化を図ることが喫緊の課題であります。</p> <p>このような状況を受け、通商産業省所管の基準・認証関連法律の全般的な見直しを行い、この結果、十一本の法律について一括して措置するため、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一は、事前規制の合理化であります。現在、政府が行っている検査、検定等による基準への適合の確認について、可能な限り事業者による自己確認への移行または自主保安の導入を行います。この場合において、対象の危険性を考慮し、必要に応じて事業者に対して民間第三者機関による検査、確認等を受けることを義務づける制度を創設します。また、事故の影響の広範さ等の理由により、必要な分野については政府認証を存続することとしますが、この場合でも、検査、検定等については、極力指定代行機関に制度を開放します。</p> <p>第二は、検査、検定等の業務における民間事業者の能力の活用であります。これまで、政府の指定代行機関は公益法人に限定されていたところではありますが、指定代行機関及び民間第三者機関については、検査等の業務の中立性等の一定の要件が確保さ</p>		

	<p>れることを前提に、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とします。</p> <p>第三は、安全水準の確保等を目的とした事後措置の充実であります。事前規制の合理化に対応し、製品安全規制の分野においては回収命令等の流通後の措置の充実を図るとともに、法令違反に対する制裁措置の抑止効果を引き上げるため、法人重課の導入等罰則の適正化を図ります。</p> <p>以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則 (財団法人への組織変更等)</p> <p>第十条 製品安全協会については、旧消費生活用製品安全法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時（附則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあっては、その組織の変更の時）までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>第十一条 製品安全協会の出資者は、製品安全協会に対し、第一条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。</p> <p>2 製品安全協会は、前項の規定による請求があったときは、附則第十条の規定によりなお効力を有することとされている旧消費生活用製品安全法第四十条第一項の規定にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。</p> <p>3 製品安全協会は、前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。</p> <p>第十二条 製品安全協会は、前条第一項に規定する期間の経過した日の翌日から平成十三年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下単に「財団法人」という。）になることができる。</p> <p>2 前項の規定により製品安全協会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による組織変更は、前項の認可があったときにその効力を生ずる。</p> <p>4 製品安全協会の組織変更の場合において資本金（前条第三項の規定により資本金を減少したときは、その減少後のもの）は、第二項の認可があった時において、第一項の規定による組織変更後の財団法人に対する出えん金となったものとする。</p> <p>5 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。</p> <p>6 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う製品安全協会の登記について必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第十三条 平成十三年三月三十一日の経過する時に現に存する製品安全協会は、その時に解散する。</p>

- 2 製品安全協会が解散したときは、理事長が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。
- 3 清算人は、就職の後遅滞なく、製品安全協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。
- 4 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。
- 5 製品安全協会の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第▼▼▼号）附則第十三条第二項」と読み替えるものとする。
- 6 旧消費生活用製品安全法第八十条第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

● (認) 全国農業会議所 (その1)

法人類型	認可法人		
法人名	全国農業会議所		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、(✓) 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画 (平成 13 年 12 月 19 日閣議決定) ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	・関係法案名 特殊法人等改革基本法 (平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号)		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 () 既存法律の一部改正 () その他
提案理由説明抜粋	提案理由 (平成 14 年 11 月 7 日衆議院・特殊法人等改革に関する特別委員会) 提案理由 (平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会) これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案 (仮称)」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

● (認) 全国農業会議所 (その2)

法人類型	民間法人		
法人名	全国農業会議所		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法案名 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会提出年月日：H27年4月3日 ・ 法案成立年月日：H27年8月28日 ・ 法律公布年月日：H27年9月4日 ・ 法律施行年月日：H28年4月1日 	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由 (平成27年7月9日参議院・農林水産委員会)</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。</p> <p>政府においては、農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づき、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等の農政改革を進めてきたところでありますが、これらの改革が成果を上げるためには、政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備していくことが必要不可欠であります。</p> <p>こうした観点から、平成二十六年六月に閣議決定された規制改革実施計画及び日本再興戦略改訂二〇一四を踏まえて、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを行うこととしたところであります。</p> <p>次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、農業協同組合法の一部改正であります。</p> <p>まず、農業協同組合の事業運営原則を明確化し、農業協同組合が事業を行うに当たって農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととするとともに、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないこととしております。</p> <p>加えて、自主的組織としての運営を確保する観点から、農業協同組合は、事業を行うに当たって、組合員及び会員に利用を強制してはならないこととしております。</p> <p>さらに、農業所得の増大に資する責任ある経営体制の確立を図る観点から、農業協同組合の理事の過半数を、原則として認定農業者又は農産物販売、法人経営に関し実</p>		

践的な能力を有する者でなければならないこととしております。

また、農業協同組合及び農業協同組合連合会は、その事業を対象者のニーズに応じて適切に運営する観点から、必要な場合には、その選択により、新設分割や株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合及び社会医療法人への組織変更ができることとしております。

昭和二十九年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入された農業協同組合中央会制度については、これを廃止して自律的な制度に移行することとし、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができることとしております。

また、一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、今後、安定的に信用事業を継続できるようにするため、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないこととしております。

第二に、農業委員会法の一部改正であります。

まず、農業委員会の事務として、農地等の利用の最適化の推進に重点を置くことを明確にしております。

次に、農業委員の選出方法について、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を経て任命する方法に改め、農業委員の過半数は原則として認定農業者でなければならないこととしております。

さらに、農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員を委嘱することとしております。

また、都道府県知事又は農林水産大臣は、農業委員会相互の連絡調整等の農業委員会の支援業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、都道府県又は全国に一を限って、農業委員会ネットワーク機構として指定できることとしております。

第三に、農地法の一部改正であります。

農業の六次産業化を促進する観点から、農地を所有できる法人の要件のうち、役員の農作業従事要件について役員等のうち一人以上の者が農作業に従事すればよいこととするとともに、議決権要件について農業者以外の者の議決権が総議決権の二分の一未満まででよいこととしております。

このほか、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を改正するとともに、農業倉庫業法を廃止する措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

業務、財産、
職員身分等の

附 則 （平成二七年九月四日法律第六三号） 抄
（施行期日）

継承規定抜粋	<p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為)</p> <p>第三十一条 新農業委員会法第四十二条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする者は、この法律の施行前においても、農林水産省令で定めるところにより、指定の申請をすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この法律の施行前においても、新農業委員会法第四十二条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日にその効力を生ずる。</p> <p>3 都道府県農業会議又は全国農業会議所が第一項の申請を行う場合には、当該都道府県農業会議及び全国農業会議所を一般社団法人とみなして、新農業委員会法第四十二条第一項の規定を適用する。</p> <p>(都道府県農業会議の一般社団法人への組織変更)</p> <p>第三十二条 都道府県農業会議は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。</p> <p>第三十三条 都道府県農業会議は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十五条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項 三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名 四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名 ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称 五 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所 六 その他農林水産省令で定める事項 <p>3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならない。</p> <p>第三十四条 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、一般社団法人となる。</p> <p>2 組織変更をする都道府県農業会議は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなす。</p>
--------	---

3 組織変更をする都道府県農業会議の会議員及び賛助員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十五条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十三条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第五十一条第二項」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは」とあるのは「内容」とあるのは、」と、「。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項」とあるのは「）附則第三十三条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十二条から第三十四条まで並びに附則第三十五条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。
(全国農業会議所の一般社団法人への組織変更)

第三十六条 全国農業会議所は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。

第三十七条 全国農業会議所は、前条の規定による組織変更（以下この条から附則第三十九条までにおいて「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の一般社団法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項
- 三 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名
- 四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合
当該一般社団法人の監事の氏名
 - ロ 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合
当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称
- 五 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 六 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の総会の招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更計画の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならない。

第三十八条 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、一般社団法人となる。

2 組織変更をする全国農業会議所は、施行日に、前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする全国農業会議所の会員は、施行日に、前条第二項第五号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となる。

第三十九条 組織変更については、附則第十三条第二項及び第八項、第十六条並びに第十七条の規定を準用する。この場合において、附則第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第三十七条第一項」と、「旧農協法第七十三条の四十三第二項」とあるのは「第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第七十六条」と、同条第八項中「第四十九条並びに」とあるのは「第四十九条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに」と、「内容」とあるのは」とあるのは「内容」とあるのは、」と、「。次項において「改正法」という。）附則第十三条第一項」とあるのは「）附則第三十七条第一項」と、「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録」と、同条第三項中「第九十七条の四第二項」とあるのは「改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第九十二条第二項」とあるのは「組織変更をする旨」と、附則第十七条中「附則第十二条から前条まで」とあるのは「附則第三十六条から第三十八条まで並びに附則第三十九条において読み替えて準用する附則第十三条第二項及び第八項並びに前条」と読み替えるものとする。

(都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散)

第四十条 都道府県農業会議及び全国農業会議所は、次に掲げる場合には、施行日の前日に解散する。

一 施行日の前日までの間に附則第三十一条第二項の規定による指定（次号において「指定」という。）を受けなかった場合

二 指定を受けた後に附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更を中止した場合

2 前項の規定により解散した都道府県農業会議及び全国農業会議所の清算については、旧農業委員会法第八十三条第一項第一号に掲げる事由により解散した全国農業会議所の清算の例による。

● (認) 海上災害防止センター (その1)

法人類型	認可法人		
法人名	海上災害防止センター		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画 (平成 13 年 12 月 19 日) ○独立行政法人とする。		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法案名 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会提出年月日 : H14 年 10 月 21 日 ・ 法案成立年月日 : H14 年 12 月 11 日 ・ 法律公布年月日 : H14 年 12 月 18 日 ・ 法律施行年月日 : H15 年 10 月 1 日 	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> () 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 () その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由 (平成 14 年 11 月 7 日衆議院・特殊法人等改革に関する特別委員会)</p> <p>ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、(略) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。</p> <p>第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃</p>		

	<p>止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。 (略)</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(海上災害防止センターの解散等)</p> <p>第二条 海上災害防止センター（以下「旧センター」という。）は、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。</p> <p>2 センターの成立の際現に旧センターが有する権利のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時に国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 旧センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、この法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額（旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は出えんされた金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第四十二条の二十九に規定する防災措置業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。</p> <p>7 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額（当該業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に</p>

充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

8 前二項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。

11 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、政府若しくは政府以外の者から旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同項の基金に出えんされた金額に相当する金額は、それぞれ、センターの設立に際し、政府及び政府以外の者から新法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同条の基金に出えんされたものとする。

12 旧センターの解散については、旧法第四十二条の五十二第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第三条 政府は、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧センターに貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る旧センターに対する債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除するものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定によりセンターが承継する債務に係るセンターの長期借入金は、新法第四十二条の三十二の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

(持分の払戻し)

第五条 附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資したものとされた政府以外の者は、センターに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 センターは、前項の規定による請求があったときは、新法第四十二条の十八第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有するセンターの成立の日におけるセンターの純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資金を超えるときは、当該出資額に相当する金額）によ

	<p>り持分の払戻しをしなければならない。この場合において、センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。</p>
--	---

● (独) 海上災害防止センター (その2)

法人類型	独立行政法人		
法人名	海上災害防止センター		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成 22 年 12 月 7 日閣議決定) ・24 年度以降実施。実施主体は公益法人などの民間 9 主体とする。		
関係法案等	・関係法案名 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日 : H24 年 2 月 21 日 ・法案成立年月日 : H24 年 9 月 6 日 ・法律公布年月日 : H24 年 9 月 12 日 ・法律施行年月日 : H25 年 10 月 1 日	法改正のパートナー分類	() 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 () その他
提案理由説明抜粋	提案理由 (平成 24 年 7 月 24 日参議院・国土交通安全委員会) ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。 まず、海上運送法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。 (略) 次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。 外航船舶からの温室効果ガスの放出抑制による地球温暖化の防止につきましては、平成二十三年七月に、国際海事機関において、外航船舶から放出される二酸化炭素を規制することを目的とした千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書VIの改正が採択されました。 我が国としても、国際的な連携の下に、外航船舶から放出される二酸化炭素による地球温暖化の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。 このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。 次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。 第一に、外航船舶からの二酸化炭素の放出量に係る基準を設け、新造船について当該基準に適合することを義務付けることとしております。 第二に、現存船も含めて、外航船舶からの二酸化炭素の放出量を抑制するための措置等を定めた二酸化炭素放出抑制航行の手引書について国土交通大臣の承認を受けるとともに、これを備え置くことを義務付けることとしております。 第三に、二酸化炭素放出抑制航行手引書について承認を受けた外航船舶に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付するとともに、外国船舶に対しても必要な監督		

	<p>を行うこととしております。</p> <p>その他、平成二十二年十二月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針を踏まえ、独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化に関する規定を整備するなど、所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>次に、船員法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>(略)</p> <p>以上が海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。</p> <p>これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第八条 独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。</p> <p>2 政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。</p> <p>3 センターは、前項の請求があったときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の第十八第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。</p> <p>4 前項の規定による払戻しをした場合においては、センターはその払戻しをした金額により資本金を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金はその払戻しをした金額により減少するものとする。</p> <p>第九条 センターは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に出えんされた金額（以下「出えん金」という。）について、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務の実施の状況、当該基金の状況その他の状況を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんした者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。</p> <p>2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金は、その返還した金額により減少するものとする。</p> <p>第十条 センターは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の時に解散するものとし、次項の規定により政府に対して払い戻される金額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務は、その時において新海洋汚染等防止法第四十二条の第十三第一項の規定により海上保安庁長官が指定する者（以下「指定海上防災機関」とい</p>

う。)が承継する。この場合において、旧海洋汚染等防止法第四十二条の三十五の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による解散に際し、センターは、政府の持分に係る出資額について、政府に対してその全額を払い戻すものとする。
- 3 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者からセンターに出えんされた金額は、新海洋汚染等防止法第四十二条の二十二に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。
- 4 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出えんされた金額に相当する金額は、政府以外の者から新海洋汚染等防止法第四十二条の十八の基金に出えんされたものとする。
- 5 センターの解散の日の前日を含む事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。
- 6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。
- 7 センターの最終事業年度における業務の実績については、指定海上防災機関が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対してなされるものとする。
- 8 センターの最終事業年度における利益及び損失の処理については、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。
- 9 センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日においてセンターの中期目標の期間が終了したものとして、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。
- 10 センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日においてセンターの中期目標の期間が終了したものとして、指定海上防災機関が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、指定海上防災機関に対してなされるものとする。
- 11 通則法第三十五条の規定は、センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。
- 12 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十一条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

2 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第十二条 一部施行日の前日において旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十七第三項において準用する旧海洋汚染等防止法第四十一条の三第五項の規定によりセンターが行っている滞納処分は、新海洋汚染等防止法第四十二条の十六第七項の規定により海上保安庁長官が行っている滞納処分とみなす。

第十三条 旧海洋汚染等防止法の規定に基づきセンターがした処分（前条の規定により海上保安庁長官が行った処分とみなされるものを含む。）に関する行政不服審査法（昭和 三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

第十四条 前二条に規定するもののほか、一部施行日の前日までに旧海洋汚染等防止法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新海洋汚染等防止法に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 一部施行日前に行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき提起されたセンターを被告とする抗告訴訟（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

第十六条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

第十七条 一部施行日前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十条第一項の規定により指定海上防災機関が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、指定海上防災機関を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

● (認) 地方公務員災害補償基金の廃止 (平成 15 年 10 月 1 日) ⇒地方共同法人化

法人類型	認可法人		
法人名	地方公務員災害補償基金		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月閣議決定)</p> <p>【地方公務員災害補償基金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人(地方共同法人(仮称))とする。 		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>地方公務員災害補償法の一部改正に関する法律</p>		<p>法改正のパターン分類</p> <p>() 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 () その他</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 国会提出年月日: H14 年 10 月 21 日 法案成立年月日: H14 年 11 月 29 日 法律公布年月日: H14 年 12 月 6 日 法律施行年月日: H15 年 10 月 1 日 		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由(平成 14 年 11 月 7 日衆議院・特殊法人等改革に関する特別委員会)</p> <p>ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>(略)</p> <p>次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。</p> <p>これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日</p>		

	<p>本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p> <p>何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附 則</p> <p>(基金の定款に関する経過措置)</p> <p>第二条 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定に適合するように変更し、総務大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。</p> <p>(基金の役員及び運営審議会の委員に関する経過措置)</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に在職する理事長、監事又は理事である者は、それぞれ施行日に新法第十条第一項から第三項までの規定により理事長、監事又は理事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の第十条第三項の規定による理事長、監事又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に運営審議会の委員である者は、施行日に新法第十一条第三項の規定により運営審議会の委員として任命されたものとみなす。</p> <p>(基金の事業計画等に関する経過措置)</p> <p>第四条 新法第十七条の規定は、平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算から適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業計画及び予算については、なお従前の例による。</p> <p>2 新法第十八条第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書から適用する。</p>

● (認) 総合研究開発機構

法人類型	認可法人		
法人名	総合研究開発機構		
区分	() 新設、(✓) 廃止、() 統廃合、() 法人形態の変更、() 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）</p> <p>【別表 3】</p> <p>○財団法人とする（公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、所要の見直しを行う。）。</p> <p>○国の出資金を無利子貸付金に振り替え、一定期間後、割賦償還させる。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名</p> <p>総合研究開発機構法を廃止する法律案</p>	法改正のパターン分類	<p>(✓) 新規立法</p> <p>() 既存法律の一部改正</p> <p>() その他</p>
	<p>・ 国会提出年月日：H19 年 3 月 6 日</p> <p>・ 法案成立年月日：H19 年 6 月 21 日</p> <p>・ 法律公布年月日：H19 年 6 月 27 日</p> <p>・ 法律施行年月日：H19 年 8 月 10 日</p>		
提案理由説明抜粋	<p>提案理由説明（平成 19 年 4 月 17 日参議院・内閣委員会）</p> <p>総合研究開発機構法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。</p> <p>総合研究開発機構は、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、総合的な研究開発の実施及び助成等を行うシンクタンクとして、昭和四十九年に設立された認可法人であります。</p> <p>本法律案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針を踏まえ、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、認可法人である総合研究開発機構を財団法人とするための措置を定めるものであります。</p> <p>次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、総合研究開発機構法を廃止することとしております。</p> <p>第二に、認可法人である総合研究開発機構を平成二十年三月三十一日までに財団法人へと組織変更するとともに、機構に対する政府の出資金を無利子貸付金に振り替え、八年以内に割賦償還させるために必要な規定等を整備するものであります。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び概要でございます。</p> <p>何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則</p> <p>(残余財産の帰属)</p>		

	<p>第二十二條 附則第二條の規定によりなお その効力を有することとされる旧法第三十七條第一項及び第二項の規定による分配をした後、なお帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。</p>
--	---